

一般社団法人
多様なモビリティの安全性向上推進協会
について

BRJ株式会社

安全推進事業：背景



電動キックボードの交通違反 年間2万5000件余 酒気帯び運転も

2024年9月19日 12時32分

去年7月から運転免許がなくても一定の基準のもとで乗れるようになった「電動キックボード」の利用者の交通違反が、1年間で2万5000件あまりにのぼったことが警察庁のまとめでわかりました。

「いい加減にしろ！」電動キックボードの違反多すぎ！罰則はあるの？

9/10(火) 19:02 配信 139

FORZA STYLE

電動キックボード違反急増で新たな運用制度 フランス・パリでは廃止も【WBS】

FNNプライムオンライン

お知らせ 政治スクエア 特集 番組

政治 社会 経済 国際 ライフ エンタメ スポーツ コラム 都道府県

トップ > 社会



電動キックボードなどの交通違反2万5000件検挙...免許なし運転可能の1年で事故219件 ヘルメット未着用は92%に 警察庁

率直に言う 電動キックボードの「歩道走行」は今すぐNGにせよ

京都で電動キックボードの違反続出 大学生が多数、歩道を違法な走行

安全推進事業：背景

YAHOO! ニュース IDでもっと便利に新規取得
JAPAN ログイン LINEとつながり毎日5% ※上限あり

キーワードを入力 | Q

トップ 速報 ライブ エキスパート オリジナル みんなの意見 ランキング

主要 国内 国際 経済 エンタメ スポーツ IT 科学 ライフ 地域

電動キックボード「LUUP」 首都高侵入者のアカウント凍結
CEOも謝罪 危険運転多発…社会問題化

トップ 速報 ライブ エキスパート オリジナル みんなの意見 ランキング

主要 国内 国際 経済 エンタメ スポーツ IT 科学 ライフ 地域

首都高に進入したLUUP「アカウント永久凍結した」と運営→「危険運転は高速だけじゃない」コメント炎上

トップ 速報 ライブ エキスパート オリジナル みんなの意見 ランキング

主要 国内 国際 経済 エンタメ スポーツ IT 科学 ライフ 地域

「首都高を電動キックボードが走ってます！」首都高に通報も!? なぜ“誤進入”後を絶たない? 「ルール無視」な“悪質利用者”に「対策不十分の運営サイド」にも問題か…多発する「特定原付」のトラブル、対策は?

YAHOO! ニュース IDでもっと便利に新規取得
JAPAN ログイン LINEとつながり毎日5% ※上限あり

キーワードを入力 | Q

トップ 速報 ライブ エキスパート オリジナル みんなの意見 ランキング

主要 国内 国際 経済 エンタメ スポーツ IT 科学 ライフ 地域

「LUUP」が設置された複数のホテルやマンションで消防法違反の可能性…「消防署の指導で対応」

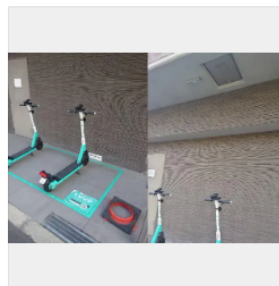
【Yahoo記事内でBRJの取り組みを評価】

これとは対照的に、走行禁止エリアに入ると強制的に停止させる機能を持つ電動キックボードシェアサービスもあります。

千葉県流山市の観光プロモーションプロジェクト「ナガレヤマイイカモ」に使われている電動キックボード「TOCKLE」の車両100台では、走行禁止エリアに入った場合、GPSで設定される「ジオフェンス機能」で自動的に走行を停止することが可能です。

土地鑑のない人などが、誤って走行禁止エリアに入っても自動的に停止してくれるのは、非常に安心度が高いと言えるでしょう。

23区内をはじめ、人やクルマが密集している都市部でサービス提供するLUUPのような事業者こそ、このような機能をつけていて欲しいです。



避難器具の降下空間に設置されたポート (@AwaGrandさん提供)

電動キックボードなどのシェアサービス「LUUP」のポート（貸出返却ができる場所）の一部が、「消防法違反では？」という指摘がSNSでされている。

消火器の前に設置されたLUUPのポート

地震や火災などが発生した時、建物から脱出するため、建物によって避難はしごなどの避難器具を設置するよう消防法で細かく義務付けられている。

安全推進事業：「安全協会」の設立

2024年9月

一般社団法人

「多様なモビリティの安全性向上推進協会」

設立

協会名称/設立日	一般社団法人 多様なモビリティの安全性向上推進協会 / 2024年9月2日
代表理事 副代表理事	宮内 秀明 (BRJ 株式会社) 西村 将麻 (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)
顧問	羽原 敬二 (神戸大学大学院リサーチフェロー 関西大学名誉教授)
所在地	東京都港区北青山 1-2-3 青山ビル 12 階
主な 事業内容	[教育・啓発活動] ・マイクロモビリティの交通ルールや乗り物としての特性についての講演 ・e ラーニングテストの実施と検定証の付与 ・マイクロモビリティの安全性に関するライセンス制度の運営 ・マイクロモビリティの安全試乗会の開催 [データ活用・安全性向上] ・マイクロモビリティに関する各種データを活用した安全性向上取組み 等



日経ビジネスで特集

協会の活動

学校教育から授業の導入を開始

民間ライセンスの発行

安全推進事業：「安全協会」の設立

MS&AD

あいおいニッセイ同和損保



まだ誰も知らない安心を、ともに。

BRJ

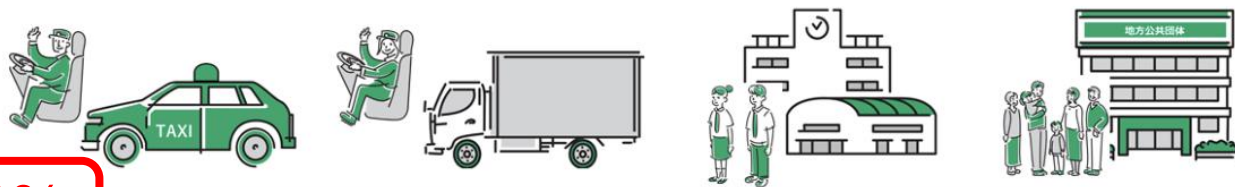
「安全・安心」「地域密着」を大切に、
人と街に「感謝される」未来の公共交通を創る

一般社団法人 多様なモビリティの安全性向上推進協会

-社会・地域のみなさとともに、安全・安心・快適な交通社会を実現する-

乗る人にも・乗らない人にも、「マイクロモビリティの正しい交通ルールや乗り物の特性」を普及・啓発

マイクロモビリティに乗らない人



96%

鍵は「96%の非利用者」

マイクロモビリティのユーザー



4%

- ◎交通風紀の醸成
- ◎自浄作用の促進

正しいルールの理解者を1人でも増やし、交通ルール違反を指摘・抑制できる世の中へ

→社会全体の交通安全マインドの醸成

マイクロモビリティの走行特性を広く周知することで、マイクロモビリティとの接触事故を起こさない世の中へ

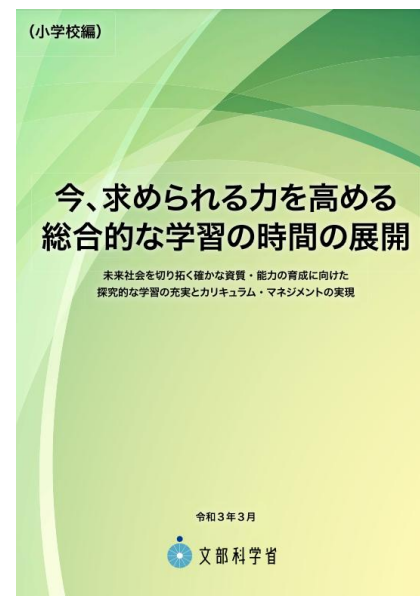
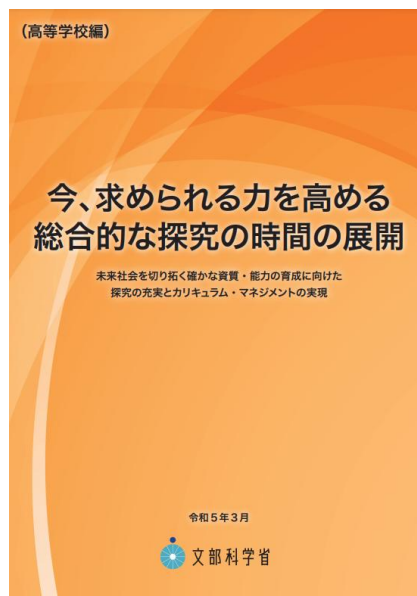
→日本の交通事故を1件でも削減

安全推進事業：「安全協会」の設立

学校教育から「探求学習」に注目

● 総合的な学習(探究)の時間

総合的な学習(探究)の時間は、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標にしていることから、これからの時代においてますます重要な役割を果たすものである。



安全推進事業：「安全協会」の設立

伊豆伊東高校 6限目の授業風景

「地域課題に対する活用事例」と「新しいモビリティのルール」を講義



安全試乗会も開催

校長先生、PTA会長、市議会議員も参加



安全推進事業：「安全協会」の設立

授業内容（一部抜粋）

地域課題に対する活用事例：日本各地での実際の導入事例、運営体制などを学ぶ

1. 地域公共交通までの区間補填事例

■ 福島県郡山市



大学と連携し、安全性等に関する共同研究も行っている。

導入背景

まちなか活性化を目指し、新たなモビリティの安全性や有効性検証をおこなうために社会実験として導入

運営主体

BRJ株式会社 ※現地オペレーションは地元事業者（自治体からの受託）

導入台数

20

2. 観光での周遊・移動手段拡充事例

■ 山梨県富士河口湖町



導入背景

河口湖駅周辺では重度のオーバーツーリズムが発生しており、観光客の回遊性を向上させるため、既存のレンタサイクルに加えて新たな交通手段として導入

運営主体

株式会社「パウンド

導入台数

15

1. 地域公共交通までの区間補填事例

■ 千葉県勝浦市



導入背景

地元住民の日常移動手段に加え、観光で訪れる人々が駅やメイン駐車場から移動手段（周遊手段）として導入

運営主体

BRJ株式会社 ※現地オペレーションは地元事業者

導入台数

20

■ 京都府伊根町



導入背景

車では狭くて通ることができない場所が多い中で、観光客に町の細部（伊根の舟屋周辺）まで探索してもらいたいという事業者様の思いと、小回りが利く小型モビリティを取り入れることにより交通渋滞を解消することを目的として導入

運営主体

株式会社ぼんぼん

導入台数

15

安全推進事業：「安全協会」の設立

授業内容（一部抜粋）

新しいモビリティのルール：関係省庁を横断した内容、ルールをクイズ形式で学ぶ

小型モビリティのルール（基礎知識）

■車両についてのルール

管轄省庁：国土交通省

法律名： 道路運送車両法
(保安基準)

■走り方についてのルール

管轄省庁：警察庁

法律名： 道路交通法
(特定小型原動機付自転車)

小型モビリティのルール（振り返り）

■問題 1 【数字記述】

特定小型原付は何歳から運転できる？

■問題 2 【○ or ×】

ヘルメットの着用は必要である。

小型モビリティのルール（概要）

新しい
車両区分

特定小型原動機付 自転車ってなに？

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

Q1 特定小型原動機付自転車とは？

最高速度	20km/h以下
最大出力	0.6kW以下
定格力の大きさ	≦ 1.9mN・m / ≦ 0.6m以下

※「定格力の大きさ」は、電動キックボードのモーターの出力を指し、モーターの回転速度とトルクの積を指します。

Q2 誰が乗れるの？

16歳以上であれば、免許が無くても乗ることができます。

Q3 どこを走れるの？

- 道路を通行し禁止ではありません。
- 自転車道も通行することができます。

Q4 利用するにはどうすれば？

公道を走行するに当たっては、

- 公道を通行する速度超過車両の**交通取締り**に準じます。
- ナンバープレートと登録が必要です。
- **自転車保険（共済）**に加入しなければなりません。（※）

[illegible]

小型モビリティのルール（概要）

■動画で学ぼう！

